

# 知っ得! 税制

第1回

## ～「相続時精算課税制度」&「住宅取得資金等の贈与の特例」の併用～

さて、今回から新たに始まりました「知っ得! 税制」。こちらでは期限が近づいている税制等を利用して節税を図ろうというコンセプトのもとにご紹介して参ります。

今回は「相続税と贈与税」についての税制をご紹介します。

### <相続時精算課税制度とは…>

贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額をもとに計算した相続税額から、すでに納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。

	内 容
適用対象者（贈与者）	65歳以上の親（2011年改正案では60歳以上）
適用対象者（受贈者）	20歳以上の子（2011年改正案では20歳以上の孫も追加）
増額の計算	（贈与額－2,500万円）×20%
届出提出期限	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間

### <住宅取得資金等の贈与の特例とは…>

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に、住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の新築または一定の増改築等の対価に充て、その家屋に同日までに自己の居住の用に供した時には、住宅取得資金等のうち一定金額について贈与税が非課税となる制度です。

	内 容
一定の家屋の要件	家屋の登記簿上の床面積が50平方メートル以上 床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供される
非課税となる金額	1,000万円
提出期限	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間

以上2つの制度を知った上で、子が父親から4,000万円の住宅取得資金等の贈与を受ける場合、次の2通りのケースをシミュレーションしてみると、

☆平成23年中に相続時精算課税制度・住宅取得資金等の贈与の特例を受けた場合

計算式＝（4,000万円－1,000万円－2,500万円）×20%＝100万円（贈与税額）①

☆平成24年以降に相続時精算課税制度のみを受けた場合

計算式＝（4,000万円－2,500万円）×20%＝300万円（贈与税額）②

節税額＝②－①＝200万円

このように大きく節税を図ることが可能となります。ただし上記記載の通り、この「住宅取得等資金の贈与の特例」は平成23年12月31日が期限となっておりますので、お早めにご検討下さい。

詳しい内容やご質問がございましたら、監査部 TEL 06-6313-1371 までお問い合わせ下さい。

監査部 主任 中平 祐介  
戸川 朝香